

広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和 5 年 2 月 8 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(3) 業務内容

別紙「基本仕様書」のとおり

(4) 概算事業費

1,986,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(5) 受託候補者の特定方法

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施し、最優秀提案者（受託候補者）を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務に係る公募型プロポーザル応募説明書（以下「公募型プロポーザル応募説明書」という。）による。

2 プロポーザル参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務（特に期限内の報告書の提出を含む。）を実施できる団体（法人）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間いずれの日においても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間いずれの日においても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 8 年広島市要綱）に基づく指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 法人格を有する団体であって、広島市内に本店、支店又は営業所若しくはそれらに準ずる事務所を有する者であること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しない団体であること。

- ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成 24 年広島市条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団等の統制の下にあるもの
 - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (10) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に基づく厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介事業者であること。

3 公募型プロポーザル応募資料の交付方法

広島市ホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)の総合トップページ内の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 5 年度 方式・案件名」画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和 5 年 3 月 3 日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 条）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 交付場所 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（広島市役所 本庁舎 2 階）

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課管理係

TEL 082-504-2173 FAX 082-504-2136 E-Mail kaigo@city.hiroshima.lg.jp

4 参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和 5 年 2 月 22 日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 提出物

ア 「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」（様式 1）

イ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写し可。発行日が、応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）

ウ 広島市税の納税証明書（写し可。「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が参加資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その 3」「その 3 の 2」「その 3 の 3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が参加資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）

オ 有料職業紹介事業許可証の写し

カ 法人のパンフレット（会社概要）等

(3) 提出場所

前記 3 (2)に同じ。

(4) 提出方法

前記 3 (2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 参加資格確認結果の通知

令和 5 年 2 月 2 4 日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 仕様書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和 5 年 2 月 2 2 日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 提出場所

前記 3 (2)に同じ。

ウ 提出方法

「仕様書等に関する質問書」（様式 2）に記入の上、電子メール又は FAX いずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)への回答は、質問者に直接回答する。また、前記 3 (2)において、令和 5 年 3 月 3 日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出期限及び提出場所等

前記 4 (5)の通知を受け取った者は、「広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務企画提案書」（様式 3）により企画提案書を作成し、次のとおり提出する。

ア 提出期限 令和 5 年 3 月 3 日（金）午後 5 時 15 分

イ 提出場所 前記 3 (2)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出する。

エ その他詳細は公募型プロポーザル応募説明書を参照のこと。

7 最優秀提案者（受託候補者）の特定

(1) 企画提案書の審査

広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務審査委員会が行う。

(2) 審査基準

公募型プロポーザル応募説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に書面により通知するほか、本市ホームページにおいて応募者全員の商号・名称、最優秀提案者の評価結果（点数）を公表する。

8 その他

(1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当する時には契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 委託料の額

企画提案の選定後、受託候補者と協議の上企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(3) 契約締結

本契約については、本件に係る予算の成立を条件とする。

(4) その他

プロポーザル参加資格を有しない者の企画提案書及び企画提案書提出に関する条件に違反した者の企画提案は無効とする。

詳細は、公募型プロポーザル応募説明書による。